

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○新たに生じた土地の確認 (小笠原村) ……………

…………… (総務局行政部市町村課) ……

○東京都立海上公園の区域及び面積の変更……………

…………… (港湾局臨海開発部海上公園課) ……

告示 (教)

○東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………

……………

告示 (交)

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………

……………

規程 (水)

○東京都指定給水工事事業者規程の一部を改正する規程……………

……………

公告

○開発行為に関する工事完了 (二件) ……………

…………… (都市整備局多摩)

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) ……

告示

●東京都告示第四百五十四号

小笠原村長から、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十

七号) 第九条の五第一項の規定に基づき、令和元年六月二十一日付けで同村の区域内に次の土地が生じたことを確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

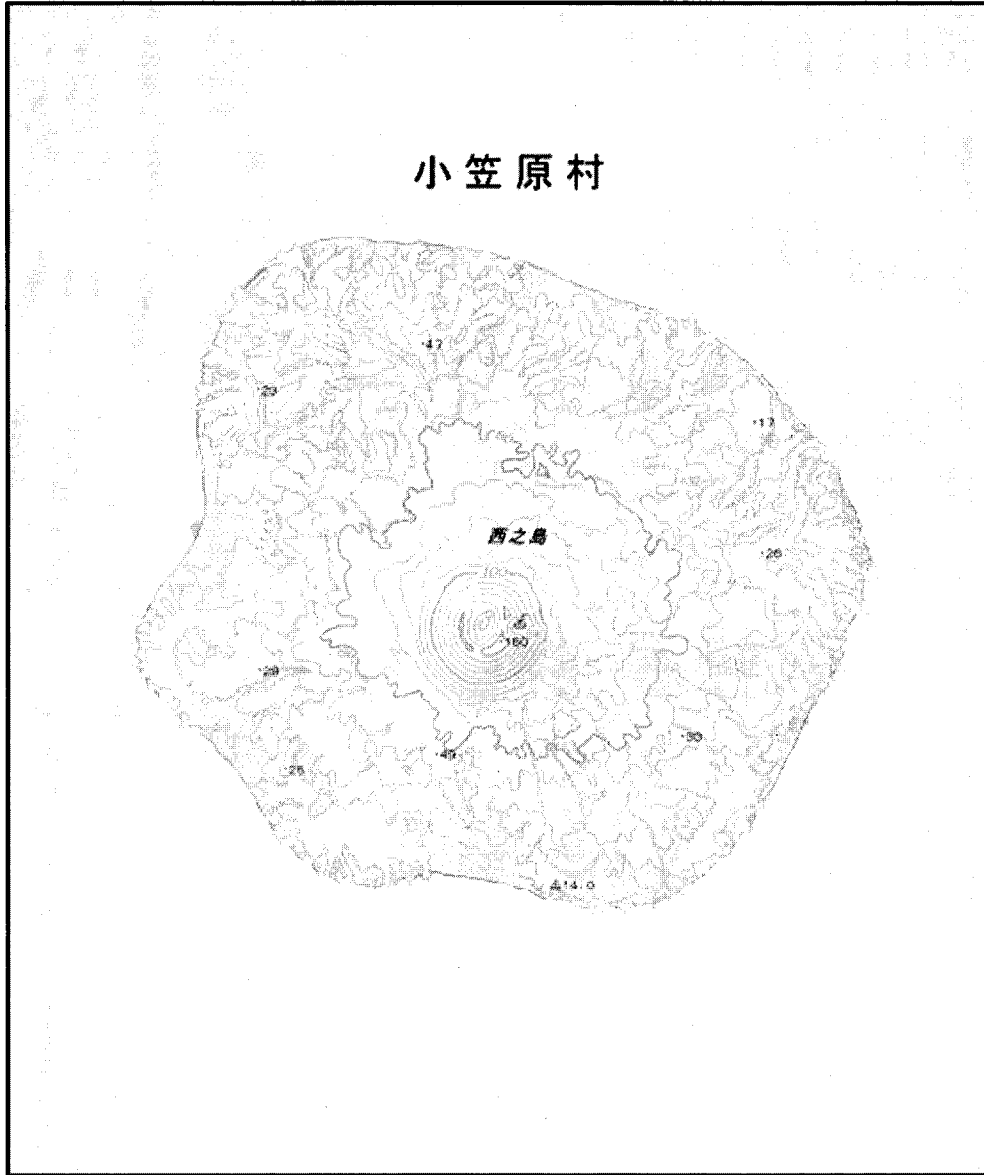
令和元年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 所在 小笠原村父島字西之島 (別図のとおり)

二 面積 二、八九平方キロメートル

(別図)



●東京都告示第四百五十五号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)

第四条第二項の規定に基づき、東京都立シンボルプロムナード公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

令和元年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域 別図のとおり

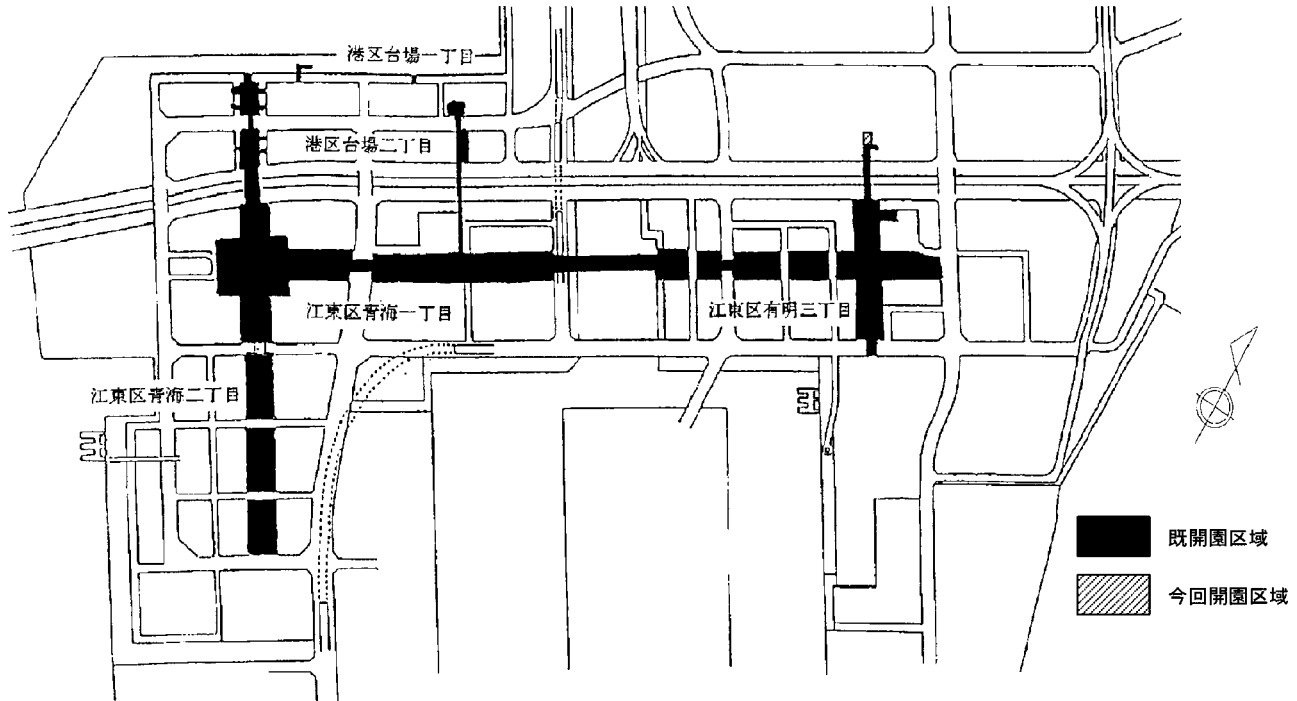
二 面積 変更前 二六四、二〇五・二八平方メートル

変更後 二六四、四四六・七三平方メートル

三 変更年月日 令和元年九月十三日

別図

東京都立シンボルプロムナード公園



告 示（教）

●東京都教育委員会告示第十三号

東京都立図書館則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）第四条ただし書及び第十一号ただし書の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

令和元年九月十三日

東京都教育委員会

一 期日 令和元年十月十八日、同年十一月十五日及び同年十二月二十日

二 理由 設備等の保守点検のため

告 示（交）

●交通局告示第四号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

令和元年九月十三日

東京都交通局長 土 測 裕

- 一 記念乗車券の名称
都営地下鉄「秋」のワンデーパス
- 二 記念乗車券の種類及び運賃
東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、
小児 二百五十円
- 三 記念乗車券の様式
(一) 大人用

(二) 小児用

(東京都交通局) 0000
 都営地下鉄
 「秋」のワンデーパス (企)
 都営地下鉄全線 乗り降り自由
 00.00.00 に限り有効
 ○都電、都バス、日暮里・舎人ライナ
 ーはご利用になれません。
 500円
 00.00.00 駅発行000

(東京都交通局) 小 0000
 都営地下鉄
 「秋」のワンデーパス (企)
 都営地下鉄全線 乗り降り自由
 00.00.00 に限り有効
 ○都電、都バス、日暮里・舎人ライナ
 ーはご利用になれません。
 250円
 00.00.00 駅発行000

四 記念乗車券の発売期間

令和元年九月十四日から同年十一月三十日までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができ。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

規程(水)

●東京都水道局管理規程第六号

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月十三日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を

改正する規程

東京都指定給水装置工事事業者規程(平成十年東京都水道局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「ホ」を「へ」に改める。

第五条第三号イを次のように改める。

イ 施行規則第二十条の二に規定する精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第五条第三号ホ中「ニ」を「ホ」に改め、同号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第八条第二項第二号中「ホ」を「へ」に改める。

附 則

この規程は、令和元年九月十四日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年九月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字 練馬区石神井町二丁目二十土手内四百四十四番二、武蔵村 六番十一号
山手中原三丁目三十二番四及 一建設株式会社
び同番五 代表取締役 堀口 忠美

青梅市長淵一丁目千四十七番 青梅市長淵一丁目千四十九一の一部及び同番五から同番 七まで 坂上 守布

昭島市大神町二丁目三百七十五番二 府中市紅葉丘三丁目四十四番地の十二
有限会社昌建産業
代表取締役 鈴木 功一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年九月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市富士見町四丁目二番 東村山市廻田町二丁目二番一の一部、同番四、同番五、 四番地一
同番五地先、同番十七、同番 三十一及び三番五十八 池谷 好一

東村山市野口町三丁目一番六、
同番六地先、同番七、同番三
十九、同番六十七、同番六十
八、二番九十及び同番九十一
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

